

広島県告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年五月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市東城町粟田字芝下平一四五三の一、一四五三の七、一四五六の一から一四五六の三まで、一四五八の一、一四五八の三、一四五九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）